資料4 再生利用指定制度に係る関係法令・通知等

法第 14 条第 1 項 (産業廃棄物処理業)

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。以下この条から第14条の3の3まで、第15条の4の2及び第15条の4の3第3項において同じ。)の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあつては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

施行規則第9条(産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者)

法第14条第1項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。 (略)

2 再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であつて都道府県知事の指定を受けたもの (略)

施行規則第10条の3(産業廃棄物処分業の許可を要しない者)

法第 14 条第 6 項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。 (略)

2 再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者であつて当該都道府県知事の指定を受けたもの (略)

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号及び第10条の3第2号に基づく再生利用業者の指定制度について」(平成6年4月1日、衛産第42号、最近改正平成11年3月15日)

標記再生利用業者の指定制度については、既に昭和53年3月24日付け環産第9号水 道環境部参事官(産業廃棄物対策室)通知により指示されているところであるが、平成4 年7月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一 部を改正する法律(平成3年法律第95号)が施行され、それに伴い同法施行令及び同法施行規則も全面的に改正されたことを踏まえ、今般、標記について新たに通知するので、今後はこれに従って再生利用業者の指定事務の円滑な運用を図られたい。

なお、上記昭和53年3月24日付け環産第9号は廃止するが、同通知に従い本日(平成6年4月1日)より前に行われた指定については、なお有効であることに留意されたい。

記

第1 指定制度の趣旨及びその内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「規則」という。)第 9 条第 2 号及び第 10 条の 3 第 2 号に基づく指定(以下「指定」という。)は、再生利用されることが確実である産業廃棄物のみの処理を業として行う者を都道府県知事(保健所設置市にあっては、市長。以下同じ。)が指定し、産業廃棄物処理業の許可を不要とするものであり、これによりこれらの産業廃棄物の再生利用を容易に行えるようにするものであること。

なお、排出事業者等が指定に係る産業廃棄物の処理を他人に委託する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)の委託基準が適用されるなど、都道府県知事の指定により法の規制の適用が除外されるものではないことに留意されたいこと。

第2 指定の対象

指定は、再生利用されることが確実である産業廃棄物を特定した上で行われるものであるが、「専ら再生利用の目的となる産業廃棄物」(法第14条第1項ただし書及び第4項ただし書)、すなわち、古紙、くず鉄(古銅等を含む。)、あきびん類及び古繊維については、当該指定に係る産業廃棄物から除外されること。

第3 指定の種類

指定には、以下のように「個別指定」及び「一般指定」の2種類があること。

1 個別指定

個別指定は、指定を受けようとする者の申請に基づいて行われるものであること。 指定の審査の結果、第4に示す基準に適合していると認めるときは、再生利用に係る 産業廃棄物を特定した上で、その再生輸送(再生利用のために産業廃棄物の収集又は 運搬を行うことをいう。以下同じ。)を業として行う者を「再生輸送業者」として、 また、その再生活用(再生利用のために産業廃棄物の処分を行うことをいう。以下同 じ。)を業として行う者を「再生活用業者」として指定し、再生利用個別指定業者指 定証を交付すること。

2 一般指定

一般指定とは、都道府県(保健所設置市にあっては、当該市。以下同じ。)内において同一形態の取引が多数存在する場合等について、指定を受けようとする者の申請によらず、都道府県が再生利用に係る産業廃棄物を特定した上で、当該産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行う者を一般的に指定するものであるが、この一般指定には、都道府県知事の判断において独自に指定する場合のほか、厚生省の指示に基づき都道府県知事が指定する場合もあること。

なお、都道府県知事の判断において独自に指定する場合には、指定を受けた個々の業者の状況が把握できないといったことのないよう、業者団体等が当該産業廃棄物の再生利用を推進するための体制等を整備している場合に限り、当該業者団体等の同意を得た上で、その団体構成員等を一般的に指定すること。

第4 個別指定の基準

指定は、法に基づく産業廃棄物処理業の許可制度の例外となるものであることから、 都道府県知事が審査を行い、再生利用されることが確実であると認められる産業廃棄物(以下「対象産業廃棄物」という。)について、次の要件を満たしている場合であって、産業廃棄物処理業の許可を不要とすることが必要であり、かつ、適当であると判断される場合に限って、行われるものであること。

1 再生輸送業者

対象産業廃棄物の再生輸送を業として行おうとする者に対する個別指定の基準は、次のとおりとすること。

- ①対象産業廃棄物の排出事業者のみからその運搬の委託を受けることとされていること。したがって、対象産業廃棄物の運搬の再委託を受けることはないこと。
- ②再生輸送の用に供する施設及び申請者の能力が規則第 10 条各号に掲げる基準に 適合するものであること。ただし、再生輸送を業として行おうとする者が再生輸 送を的確に遂行するに足りる知識及び技能を有すると都道府県知事が認めると きは、同条第 2 号イに掲げる要件に適合する者とみなすこと。
- ③排出事業者から再生輸送に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金 のみを受け取るなど、再生輸送が営利を目的としないものであること。
- ④再生輸送において生活環境保全上の支障が生じないこと。
- ⑤申請者が法第7条第3項第4号イからチまでのいずれにも該当しないこと。

2 再生活用業者

対象産業廃棄物の再生活用を業として行おうとする者に対する個別指定の基準は、次のとおりとすること。

- ①対象産業廃棄物の排出事業者のみからその処分の委託を受けることとされていること。したがって、対象産業廃棄物の処分の再委託を受けることはないこと。
- ②再生活用の用に供する施設及び申請者の能力が規則第 10 条の 5 各号に掲げる基準に適合するものであること。ただし、再生活用を業として行おうとする者が再生活用を的確に遂行するに足りる知識及び技能を有すると都道府県知事が認めるときは、同条第 1 号口(1) 又は同条第 2 号口(1) に掲げる要件に適合する者とみなすこと。
- ③排出事業者から引き取られた対象産業廃棄物はその大部分が再生の用に供されること。
- ④排出事業者から再生活用に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金 のみを受け取るなど、再生活用が営利を目的としないものであること。
- ⑤再生活用の過程において生ずる産業廃棄物の処理を適切に遂行できること。
- ⑥排出事業者との間で対象産業廃棄物の再生利用に係る取引関係が確立されており、かつ、その取引関係に継続性があること。
- ⑦申請者が法第7条第3項第4号イからチまでのいずれにも該当しないこと。
- ⑧再生活用において生活環境保全上の支障が生じないこと。

第5 個別指定の手続

個別指定に関する申請書、指定書、事業の範囲の変更の申請、事業の廃止の届出等については、別紙に掲げる準則を参考にして都道府県の規則を定めること。

第6 指定を受けた者の責務等

- 1 都道府県知事の個別指定を受けた者又は一般指定に係る業者団体等(第3の2の同意を得た業者団体等)は、指定に係る産業廃棄物(以下「指定産業廃棄物」という。)の処理計画、処理状況等について、毎事業年度開始前に事業計画書を、また、毎事業年度終了後3月以内に事業報告書を、それぞれ都道府県知事に対し提出しなければならないこと。
- 2 再生輸送業者は運搬車その他の運搬施設に、また、再生活用業者は処理施設に、当該指定を受けたことを示す表示を行うこと。
- 3 再生輸送業者としての指定を受けた者は指定産業廃棄物の収集若しくは運搬を業とする者として、また、再生活用業者としての指定を受けた者は指定産業廃棄物の処分を業とする者として、それぞれ廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第6条の2第1号に規定する他人の産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を業として行うことができる者に該当すること。
- 4 指定を受けた者は、法第 18 条に規定する報告徴収及び第 19 条に規定する立入検査 の規定が適用されること。

第7 指定の取消し

都道府県知事は、個別指定を受けた再生利用業者が第4に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき又は個別指定若しくは一般指定を受けた再生利用業者が第6-1若しくは2の責務等を遵守していないと認めるときは、当該指定を取り消すことができること。

第8 経過措置

この通知が発出された日において現に一般指定の適用のある者が業者団体等に属している場合であって、当該業者団体等が指定産業廃棄物の再生利用を推進していないと認めるときは、当該業者団体等に対し、早急にその再生利用を推進するための体制等を整備するよう指導に努められたいこと。また、その者がいずれの業者団体等にも加入していない場合等にあっては、指定産業廃棄物の再生利用を推進するための組織への加入を適宜指導されたいこと。

別紙

再生利用個別指定業者に関する準則

(目的)

第1条

この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「省令」という。)第9条第2号及び第10条の2第2号の規定に基づき、再生利用業者の個別の指定について必要な事項を定めることを目的とする。

(再生利用業の指定の申請等)

第2条

- 1 省令第9条第2号及び第10号の2第2号に規定する再生利用業の個別の指定(以下「再生利用個別指定」という。)を受けようとする者は、知事に対し再生利用個別指定業指定申請書(別記第1号様式)による再生利用業の指定の申請を行わなければならない。
- 2 知事は、前項の申請に基づき省令第9条第2号及び第10条の2第2号の規定による指定をしたときは、再生利用個別指定業指定証(別記第2号様式。以下「指定証」という。)を交付するものとする。

- 3 再生利用個別指定を受けた者(以下「再生利用個別指定業者」という。)が、その 産業廃棄物の再生利用個別指定の事業の範囲の変更をしようとするときは、知事に対 し当該指定の範囲の変更の申請をしなければならない。ただし、その変更が業の一部 の廃止であるときは、この限りでない。
- 4 前項の申請は、再生利用個別指定業変更指定申請書(別記第3号様式)によって行わなければならない。
- 5 第2項は、第3項に規定する事業の範囲の変更の指定について準用する。

(再生利用業の廃止の届出等)

第3条

- 1 再生利用個別指定業者がその産業廃棄物の再生利用個別指定の事業の範囲の全部 若しくは一部を廃止するときは、再生利用個別指定業廃止届出書(別記第4号様式) に指定証を添えて届け出なければならない。
- 2 知事は、前項の届出が業の一部の廃止である場合は、指定証を書き換えて交付するものとする。

(再生利用業に係る変更の届出等)

第4条

- 1 再生利用個別指定業者の再生利用業に係る次に掲げる事項の変更は、再生利用個別 指定業変更届出書(別記第5号様式)によつて届け出なければならない。
 - 1 住所
 - 2 氏名又は名称
 - 3 事務所及び事業場の所在地
 - 4 再生利用の目的
 - 5 再生利用の方法
 - 6 取引関係
- 2 知事は、前項の届出により指定証の書き換えを必要とする場合は、指定証を書き換えて交付するものとする。

(指定証の再交付申請等)

第5条

- 1 再生利用個別指定業者は、指定証をき損し、汚損し、又は亡失したときは、再生利用個別指定証再交付申請書(別記第6号様式)に、き損し、又は汚損した指定証を添付して、その再交付を申請することができる。
- 2 再生利用個別指定業者は、指定証の再交付を受けた後、亡失した指定証を発見したときは直ちに知事に、これを返納しなければならない。

(指定証の返納)

再生利用個別指定業者は、指定を取り消されたとき、又は第2条第3項に規定する 変更の指定を受けたときは、失効した指定証を直ちに知事に返納しなければならない。 第1号様式

年 月 日

○○県知事 殿

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法 人にあつてはその代表者の氏名

再生利用個別指定業指定申請書

○○県○○規則第2条第1項の規定により、産業廃棄物の再生利用個別指定業を次のとおり申請します。

| 事業の範囲 | 再生活用及び再生輸送の別 | |
|--------------|---------------------------------|--|
| | 取り扱う産業廃棄物の種類 | |
| 事業所及び事業場の所在地 | | |
| 再生利用の目 | 的 | |
| 再生利用の | 再生利用の用に供する施設の種類、 数量、設置場所及び能力 | |
| 方 法 | 再生利用の用に供する施設の方式、 構造及び設備の概要 | |
| | 排出者の氏名又は名称及び所在地 | |
| 取引関係 | 再生活用業者の氏名又は名称及び 所在地 | |
| | 再生輸送業者の氏名又は名称及び 所在地 | |
| | 再生活用により得られる有用物の利 用方法 | |
| 事業開始予定年月日 | | |

| 担当者名 | |
|------|----|
| 連絡先 | 電話 |

添付書類

- 1 事業計画の概要を記載した書類
- 2 取引関係を記載した書類
- 3 生活環境保全上の対策を記載した書類
- 4 再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
- 5 申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- 6 申請者が個人である場合には、その住民票の写し又はそれに代わる書類

第2号様式

番 号

再生利用個別指定業指定証

住 所

氏名又は名称

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施工規則第9条第2号及び第10条の2第2号の規定により、次のとおり再生利用個別指定業の指定を受けたものであることを証明する。

年 月 日

○○県知事○○ 印

記

- 1 指定年月日
- 2 指定番号
- 3 事業の範囲
- (1) 再生活用及び再生輸送の別
- (2)取り扱う産業廃棄物の種類
- 4 再生利用の方法
- 5 取引関係

第3号様式

年 月 日

○○県知事 殿

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法 人にあつてはその代表者の氏名 印

再生利用個別指定業変更指定申請書

○○県○○規則第2条第3項の規定により、再生利用個別指定業の事業の範囲の変更の指定を次のとおり申請します。

| 指定年月日 | | | |
|--------------|--------------|-----|--|
| 指定番号 | | | |
| 変更の内容 | 再生活用及び再生輸送の別 | 変更前 | |
| | | 変更後 | |
| | 取り扱う産業廃棄物の種類 | 変更前 | |
| | | 変更後 | |
| 変更の理由 | | | |
| 変更に係る再生利用の方法 | | | |
| 変更に係る取引関係 | | | |
| 変更予定年月日 | | | |

| 担当者名 | |
|------|----|
| 連絡先 | 電話 |

添付書類 (第1号様式と同一、略) 第4号様式

年 月 日

知事 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては 印

再生利用個別指定業廃止届出書

○○県○○規則第3条第1項の規定により、再生利用個別指定業の(全部・一部)の廃止について、次のとおり届け出ます。

| 指定年月日 | |
|---------------|--|
| 指定番号 | |
| (全部・一部)の廃止年月日 | |
| 廃止した事業の範囲 | |

第5号様式

年 月 日

知事 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては 印 その代表者の氏名

再生利用個別指定業廃止届出書

○○県○○規則第4条第1項の規定により、再生利用個別指定業の変更について、次のとおり届け出ます。

| 指定年月日 | | |
|--------------|-----|-----|
| 指定番号 | | |
| 変更年月日 | | |
| 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
| 住所 | | |
| 氏名又は名称 | | |
| 事務所及び事業場の所在地 | | |
| 再生利用の目的 | | |
| 再生利用の方法 | | |
| 取引関係 | | |

第6号様式

年 月 日

○○県知事 殿

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法 人にあつてはその代表者の氏名

再生利用個別指定業指定証再交付申請書

○○県○○規則第5条第1項の規定により、再生利用個別指定業指定証の再交付について、次のとおり申請します。

| 指定年月日 | | 年月日 | |
|-------|----------|--------------|--|
| 指定番号 | | 番号 | |
| 事業の範囲 | 業 | 再生活用及び再生輸送の別 | |
| | 範 | 取り扱う産業廃棄物の種類 | |
| | 再交付申請の理由 | | |

平成 17 年通知

環廃産発第050725002号 平成17年7月25日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について

工作物の建設工事に伴って大量に排出される産業廃棄物たる建設汚泥(「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」(平成13年6月1日付け環廃産発第276号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)で規定する建設汚泥をいう。以下同じ。)に中間処理を加えた後の物(ばいじん等他の廃棄物を混入している物は含まない。以下「建設汚泥処理物」という。)については、土地造成や土壌改良に用いる建設資材と称して不法投棄されたり、「土砂」と偽装されて残土処分場等に持ち込まれる事例が多発している。

建設汚泥処理物(※1)については、建設汚泥に人為的に脱水・凝集固化等の中間処理を加えたものであることから、中間処理の内容によっては性状等が必ずしも一定でなく、飛散・流出又は崩落の恐れがあることに加え、有害物質を含有する場合や、高いアルカリ性を有し周辺水域へ影響を与える場合もある等、不要となった際に占有者の自由な処分に任せると不適正に放置等され、生活環境の保全上支障が生ずるおそれがある。そのため、建設汚泥処理物であって不要物に該当するものは廃棄物として適切な管理の下におくことが必要である。その一方で、生活環境の保全上支障が生ずるおそれのない適正な再生利用については、積極的に推進される必要がある。

そこで、循環型社会形成推進のため、また、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改訂)」(平成17年3月25日閣議決定)を受け、建設汚泥処理物について廃棄物に該当するかどうかを判断する際の基礎となる指針を以下のとおり示す。

※1 建設汚泥処理物の例

- ・建設汚泥にセメント等の固化剤を混練し、流動性を有する状態で安定化させたもの
- ・建設汚泥に石灰等の固化剤や添加剤を加え脱水させたもの
- ・建設汚泥を脱水・乾燥させたもの

記

第一 建設汚泥処理物の廃棄物該当性判断に係る基本的考え方

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡できないために不要になった物をいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものである。

特に建設汚泥処理物については、建設資材として用いられる場合であっても、用途(盛土、裏込め、堤防等)ごとに当該用途に適した性状は異なること、競合する材料である土砂に対して現状では市場における競争力がないこと等から、あらかじめその具体的な用途が定まっており再生利用先が確保されていなければ、結局は不要物として処分される可能性が極めて高いため、その客観的な性状だけからただちに有価物(廃棄物に該当しないものをいう。以下同じ。)と判断することはできない。また、現状において建設汚泥処理物の市場が非常に狭いものであるから、建設汚泥処理物が有償譲渡される場合であってもそれが経済合理性に基づいた適正な対価による有償譲渡であるか否かについて慎重な判断が必要であり、当事者間の有償譲渡契約等の存在をもってただちに有価物と判断することも妥当とは言えない。これらのことから、各種判断要素を総合的に勘案して廃棄物であるか否かを判断することが必要である。

なお、建設汚泥又は建設汚泥処理物に土砂を混入し、土砂と称して埋立処分する事例が 見受けられるところであるが、当該物は自然物たる土砂とは異なるものであり、廃棄物と 土砂の混合物として取り扱われたい。

第二 総合判断に当たっての各種判断要素の基準

具体の事例においては、以下の一から五までの判断要素(以下「有価物判断要素」という。)を検討し、それらを総合的に勘案して判断することによって、当該建設汚泥処理物が廃棄物に該当するか、あるいは有価物かを判断されたい。

また、建設汚泥処理物の廃棄物該当性(又は有価物該当性)については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の規制の対象となる行為ごとにその着手時点において判断することとなる。例えば、無許可処理業に該当するか否かを判断する際には、その業者が当該処理(収集運搬、中間処理、最終処分ごと)に係る行為に着手した時点であり、不法投棄に該当するか否かを判断する際には、投棄行為に着手した時点となる。したがって、例えば不法投棄が疑われる埋立処分行為がなされた後に、当該建設汚泥処理物の性状等が変化した場合であっても、当該埋立処分行為がなされた時点での状況から廃棄物該当性を判断することが必要である。

一 物の性状について

当該建設汚泥処理物が再生利用の用途に要求される品質を満たし、かつ飛散・流出、 悪臭の発生などの生活環境の保全上の支障が生ずるおそれのないものであること。当該 建設汚泥処理物がこの基準を満たさない場合には、通常このことのみをもって廃棄物に 該当するものと解して差し支えない。

実際の判断に当たっては、当該建設汚泥処理物の品質及び再生利用の実績に基づき、 当該建設汚泥処理物が土壌の汚染に係る環境基準、「建設汚泥再生利用技術基準(案)」 (平成11年3月29日付け建設省技調発第71号建設大臣官房技術調査室長通達)に 示される用途別の品質及び仕様書等で規定された要求品質に適合していること、このよ うな品質を安定的かつ継続的に満足するために必要な処理技術が採用され、かつ処理工 程の管理がなされていること等を確認する必要がある。

二 排出の状況

当該建設汚泥処理物の搬出が、適正な再生利用のための需要に沿った計画的なものであること。

実際の判断に当たっては、搬出記録と設計図書の記載が整合していること、搬出前の保管が適正に行われていること、搬出に際し品質検査が定期的に行われ、かつその検査結果が上記一の「物の性状」において要求される品質に適合していること、又は搬出の際の品質管理体制が確保されていること等を確認する必要がある。

三 通常の取扱い形態

当該建設汚泥処理物について建設資材としての市場が形成されていること。なお、現状において、建設汚泥処理物は、特別な処理や加工を行った場合を除き、通常の脱水、乾燥、固化等の処理を行っただけでは、一般的に競合材料である土砂に対して市場における競争力がないこと等から、建設資材としての広範な需要が認められる状況にはない。実際の判断に当たっては、建設資材としての市場が一般に認められる利用方法(※2)以外の場合にあっては、下記四の「取引価値の有無」の観点から当該利用方法に特段の合理性があることを確認する必要がある。

※2 建設資材としての市場が一般に認められる建設汚泥処理物の利用方法の例

- ・焼成処理や高度安定処理した上で、強度の高い礫状・粒状の固形物を粒径調整しドレーン材として用いる場合
- ・焼成処理や高度安定処理した上で、強度の高い礫状・粒状の固形物を粒径調整し路盤 材として利用する場合
- ・スラリー化安定処理した上で、流動化処理工法等に用いる場合
- ・焼成処理した上で、レンガやブロック等に加工し造園等に用いる場合

四 取引価値の有無

当該建設汚泥処理物が当事者間で有償譲渡されており、当該取引に客観的合理性があること。

実際の判断に当たっては、有償譲渡契約や特定の有償譲渡の事実をもってただちに有価物であると判断するのではなく、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領がないこと、当該譲渡価格が競合する資材の価格や運送費等の諸経費を勘案しても営利活動として合理的な額であること、当該有償譲渡の相手方以外の者に対する有償譲渡の実績があること等の確認が必要である。

また、建設資材として利用する工事に係る計画について、工事の発注者又は施工者から示される設計図書、確認書等により確認するとともに、当該工事が遵守あるいは準拠しようとする、又は遵守あるいは準拠したとされる施工指針や共通仕様書等から、当該建設汚泥処理物の品質、数量等が当該工事の仕様に適合したものであり、かつ構造的に安定した工事が実施される、又は実施されたことを確認することも必要である。

五 占有者の意思

占有者において自ら利用し、又は他人に有償で譲渡しようとする、客観的要素からみ

て社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思があること。したがって、占有者において自ら利用し、又は他人に有償で譲渡できるものであると認識しているか否かは、廃棄物に該当するか否かを判断する際の決定的な要素になるものではない。

実際の判断に当たっては、上記一から四までの各有価物判断要素の基準に照らし、適正な再生利用を行おうとする客観的な意思があるとは判断されない、又は主に廃棄物の脱法的な処分を目的としたものと判断される場合には、占有者の主張する意思の内容によらず廃棄物に該当するものと判断される。

第三 自ら利用について

自ら利用についても、第二で規定する各有価物判断要素を総合的に勘案して廃棄物該当性を判断する必要がある。

ただし、建設工事から発生した土砂や汚泥を、適正に利用できる品質にした上で、排出事業者が当該工事現場又は当該排出事業者の複数の工事間において再度建設資材として利用することは従来から行われてきたところであり、このように排出事業者が生活環境の保全上支障が生ずるおそれのない形態で、建設資材として客観的価値が認められる建設汚泥処理物を建設資材として確実に再生利用に供することは、必ずしも他人に有償譲渡できるものでなくとも、自ら利用に該当するものである。

排出事業者の自ら利用についての実際の判断に当たっては、第二で規定する各有価物判断要素の基準に照らして行うこと。ただし、通常の取扱い形態については、必ずしも市場の形成まで求められるものでなく、上述の建設資材としての適正な利用が一般に認められることについて確認すること。また、取引価値(利用価値)の有無については第二の四の後段部分を参照すること。

なお、建設汚泥の中間処理業者が自ら利用する場合については、排出事業者が自ら利用する場合とは異なり、当該建設汚泥処理物が他人に有償譲渡できるものであるか否かにつき判断されたい。

第四 その他の留意事項

実際の利用形態の確認

建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断については、建設資材等と称する建設汚泥処理物の不適正処理が多発している現状にかんがみ、当初の計画時は有価物に該当するとされたものであったとしても、実際の工事において必要以上の建設汚泥処理物を投入したり、計画に反する品質の建設汚泥処理物や施工方法が用いられたり、工事終了後、計画と異なる用途に用いられたりするような場合には、これらのことにつき合理的な理由が認められない限り、実際には当初から主に不要物の脱法的な埋立処分を目的としたものであったと考えられ、当該建設汚泥処理物は当初から廃棄物であったものと判断される。そのため都道府県(保健所を設置する市にあっては市。以下同じ。)においては、必要に応じ法第18条第1項に規定する報告徴収又は法第19条第1項に規定する立入検査(以下「報告徴収等」という。)を実施し、当初の計画が確実に実施されていることを確認する必要がある。

また、都道府県にあらかじめ相談することなく事業を行い、その結果として建設汚泥処理物を廃棄物として不適正に処理した疑いがある事案においては、報告徴収等を通じた現場の状況の確認及び当該建設汚泥処理物の採取・分析、関係資料の収集並びに関係

者からの事実確認等を行い、第二で規定する各有価物判断要素の基準に基づき厳正に廃棄物該当性を判断されたい。

二 建設汚泥の再生利用に係る環境大臣による認定制度及び都道府県知事による指定制 度

法第15条の4の2の規定による環境大臣の認定を受けた者が、当該認定基準に適合して再生した建設汚泥処理物については、必ずしも有償譲渡されるものではなくとも、工事に係る計画等から、当該建設汚泥処理物について、客観的な価値を有する建設資材に利用され、当該用途に係る適正な、かつ生活環境の保全上支障が生ずるおそれのない品質、利用量及び施工方法が確保され、かつ、これらのことを客観的に担保できる体制が明示された具体的な計画があらかじめ定められていることから、当該建設汚泥処理物はその再生利用先への搬入時点において、建設資材として取引価値(自ら利用する場合には利用価値)を有するものとして取り扱うことが可能である。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号) 第9条第2号及び第10条の3第2号の規定による都道府県知事又は保健所設置市市長 による建設汚泥の再生利用に係る指定制度(以下「指定制度」という。)において、環 境大臣の認定制度と同等の判断基準等が採用されている場合には、当該指定制度の下で 再生された建設汚泥処理物について同様の取扱いをして差し支えない。

三 都道府県知事による指定制度に係る通知の発出

上記二の要件を満たす指定制度については、本通知の趣旨を踏まえ、追って新たにその運用について通知する予定である。

環廃産発第060704001号 平成18年7月4日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

建設汚泥の再生利用指定制度の運用における考え方について

建設汚泥(「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」(平成13年6月1日付け環廃産発第276号本職通知)の2.3(7)で規定する建設汚泥をいう。以下同じ。)に中間処理を加えた後の物(ばいじん等他の廃棄物を混入している物は含まない。以下「建設汚泥処理物」という。)の廃棄物該当性の判断については、「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」(平成17年7月25日付け環産廃第050725002号本職通知。以下「指針」という。)によりその考え方を示したところである。

当該指針については、建設汚泥処理物が土地造成や土壌改良に用いる建設資材と称して不法投棄されたり、「土砂」と偽装されて残土処分場等に持ち込まれる事例などが多発していることから、建設汚泥処理物について廃棄物に該当するかどうかを判断する際の基礎として示したものであり、当該指針による適切な取扱いをお願いしているところである。

一方、当該指針では、建設汚泥の再生利用について、都道府県知事又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第27条に規定する市の長(以下「都道府県知事等」という。)が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第9条第2号及び第10条の3第2号に基づく再生利用に係る指定制度(以下「指定制度」という。)を利用する場合においては、都道府県知事等が当該指定にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第9条の8及び第15条の4の2による環境大臣の再生利用認定制度と同等の判断基準に沿って指定を行う場合には、当該建設汚泥処理物は再生利用されることが確実であるため、再生利用に供される場所へ搬入された時点において、廃棄物として価値を有しないものではなく、建設資材として取引価値を有するもの(自ら利用する場合には利用価値)とする取扱いが可能であることを併せて示しており、都道府県知事等による指定制度を活用した適正な建設汚泥の再生利用の促進を期待しているところである。

また、国土交通省では、建設工事から発生する廃棄物(以下「建設廃棄物」という。) の再生利用を促進するためには公共工事において積極的に建設廃棄物の再生利用を図っていくことが必要であるとの認識から、国土交通省が発注する公共事業においては、 建設廃棄物の再生利用について、原則として経済性に関わらず実施する事項、いわゆ る「リサイクル原則化ルール」 **) を定めているところであるが、今般、現行の「リサイクル原則化ルール」において再生利用を促進するべき建設廃棄物として指定されているコンクリート塊及び建設発生残土に加え、建設汚泥が新たに指定されるとともに、平成18年6月12日付け国官技第46号、国官総第128号、国営計第36号、国総事第19号国土交通事務次官通知「建設汚泥の再生利用に関するガイドラインの策定について」を発出し、積極的に建設廃棄物の再生利用を進めることとしたところである。

今後、こうした国土交通省の取組により、各種公共事業において建設汚泥の再生利用の動きが進むことが期待されることから、環境省としても建設汚泥の適正な再生利用を促進するため、指定制度の運用に係る基本的な考え方及び再生利用が確実であることを担保するために都道府県知事等が確認すべき事項を別添「建設汚泥の再生利用指定制度の運用における考え方」としてまとめたので、各都道府県及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第27条に規定する市においては指定制度の積極的な運用に努められたい。

なお、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

注) 「リサイクル原則化ルール」

リサイクル原則化ルールは、建設廃棄物の再生利用を促進するためには公共工事が先導的 役割を果たす必要があることから、国土交通省が発注する公共工事においては、原則として 経済性に関わらず建設廃棄物の再生利用を実施することを定めたもの。

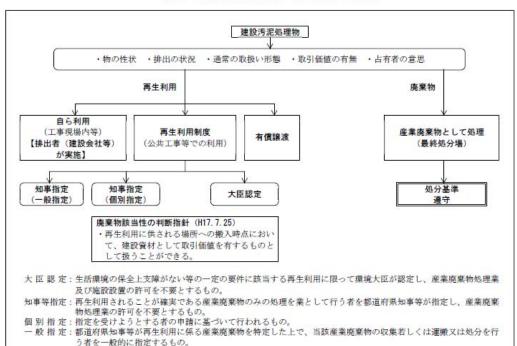
建設汚泥の再生利用指定制度の運用における考え方

1 建設汚泥の再生利用の考え方

建設汚泥の再生利用を促進するための方法として、都道府県知事又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第27条に規定する市の長(以下「都道府県知事等」という。)による廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第9条第2号及び第10条の3第2号による再生利用に係る指定制度(以下「指定制度」という。)の活用が期待されているところである。

これは、指定制度により指定を受けた者が扱う建設汚泥処理物は、再生利用されることが確実であるため、必ずしも有償譲渡されるものでなくとも、再生利用に供される場所へ搬入された時点において、廃棄物として価値を有しないものではなく、建設資材として取引価値を有するもの(自ら利用する場合には利用価値)とする取扱いが可能であり、指定制度の活用が進めば、有償譲渡されにくい等、廃棄物として扱われやすく再生利用に供されにくい建設汚泥の適正な再生利用が促進されると考えられるからである。

図1 建設汚泥処理物の再生利用の考え方



2 指定制度活用に向けた課題

都道府県知事等が指定制度(個別指定)を活用する上で課題となる事項を整理した場合、以下 の事項が挙げられる。

〈制度運用のための基本的な考え方の整理〉

- ・指定の範囲の考え方
- ・不具合発生の場合の責任の考え方

- ・指定を受ける者(申請者)の考え方 〈再生利用が確実であることを確保するための確認事項〉
 - ・搬出・利用計画等
- 建設汚泥処理物の利用用途及び品質
- 建設汚泥の処理工程
- 建設汚泥及び建設汚泥処理物の運搬管理
- · 施工計画
- 建設汚泥処理物の保管

(その他)

手続きの簡素化、期間短縮

3 指定制度の運用に当たっての考え方

2で整理した課題について、制度運用における考え方を以下に示す。

なお、ここで示すのは、制度運用のための基本的な考え方や再生利用が確実であることを確保するための確認事項についてであり、建設汚泥の再生利用全般については、施設設置に係る許可や排出事業者における保管基準等、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)による各種規定が適用されるが、ここでは特に記述しないので留意されたい。

また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第九条第二号及び第十条の三第二号に基づ く再生利用業者の指定制度について」(平成6年4月1日衛産第42号厚生省生活衛生局水道環境部 産業廃棄物対策室長通知(以下「指定制度通知」という。))における「再生輸送」及び「再生活 用」については、通知文の引用部分を除き、それぞれ「収集・運搬」、「中間処理」としている。

3. 1 指定の範囲

指定の対象となる範囲については、一般的には建設汚泥の発生から建設汚泥処理物が再生利 用に供される場所へ搬入されるまでの一連の範囲である。

【解 説】

「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」(平成17年7月25日付け環廃産発第0507 25002号本職通知。(以下「判断指針」という。)の第四の二では、「法第15の4の2の規定による環境大臣の認定を受けた者が、当該認定基準に適合して再生した建設汚泥処理物については、必ずしも有償譲渡されるものではなくとも、工事に係る計画等から、当該建設汚泥処理物について、客観的な価値を有する建設資材に利用され、当該用途に係る適正な、かつ生活環境の保全上支障が生ずるおそれのない品質、利用量及び施工方法が確保され、かつ、これらのことを客観的に担保できる体制が明示された具体的な計画があらかじめ定められていることから、当該建設汚泥処理物はその再生利用先への搬入時点において、建設資材として取引価値(自ら利用する場合には利用価値)を有するものとして取り扱うことが可能である。」としている。

また判断指針においては、環境大臣による認定制度と同様、都道府県知事等による指定制度に おいても、環境大臣による認定制度と同等の判断基準等が採用されている場合には、当該指定制 度の下で再生された建設汚泥処理物について同様の取扱ができると示していることから、指定制 度においても、建設汚泥処理物の取引価値を担保する体制が明示された具体的な計画があらかじ め定められていることを十分に審査することが重要となる。

当該指定制度の審査の範囲としては、再生利用が確実であることを十分に確認する必要がある ことから、建設汚泥の発生から再生利用に供される場所における工事の内容の確認までが対象で ある。

また、指定の範囲については、建設汚泥の発生場所から再生利用に供される場所へ搬入するま

での一連の範囲となる。

ただし、廃棄物該当性は様々な観点から総合的に判断されるものであり、排出事業者や当該建設汚泥処理物の利用者などの意思等も重要であることから、各都道府県又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第27条に規定する市(以下「都道府県等」という。)においてこれ以外の考え方をとることが否定されるものではない。

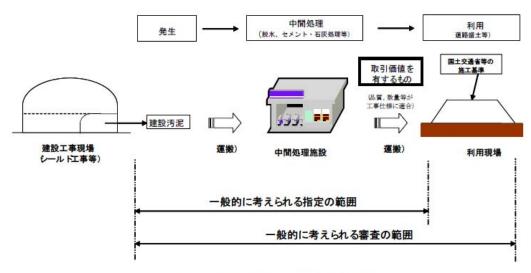


図2 一般的な指定の範囲と審査の範囲

3. 2 指定を受ける者

指定を受ける者は、指定に係る建設汚泥又は建設汚泥処理物の収集・運搬又は中間処理を行う者である。

【解 説】

「指定制度通知」では、「(略) 再生輸送(再生利用のために産業廃棄物の収集又は運搬を行うことをいう)を業として行う者を再生輸送業者として、再生活用(再生利用のために産業廃棄物の処分を行うことをいう)を業として行う者を再生活用業者として指定し、(略)」としている。

したがって、指定を受ける者とは、指定に係る産業廃棄物である建設汚泥又は建設汚泥処理物の収集・運搬又は中間処理を行う者である。

しかしながら、再生利用を促進するためには、排出事業者が主体的な役割を担う可能性があること、再生利用されることが確実であることを審査するにあたっては利用工事発注者の関与が重要であること等からこれらの関係者を積極的に関与させるため、指定の対象とすることも考えられる。

また、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」(平成18年6月12日国官技第46号・国官総第128号・国営計第36号・国総事第19号国土交通事務次官通知)においても、建設汚泥の再生利用に関しては、排出工事の発注者や元請業者が重要な役割を担っている場合が多いとして、これらの者による都道府県等環境部局への事前相談等を明記しているところである。

3. 3 指定に係る関係者の組み合わせ

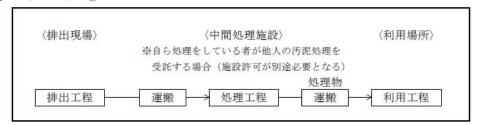
想定される組み合わせとしては、指定制度の趣旨に鑑みると下記の四つのパターンのうち、

パターン1-①、2及び3が基本である。しかしながら、実際には建設汚泥の特殊性からパターン1-②の需要が高いものと考えられる。この場合、都道府県知事等から法第14条第1項及び第6項の許可を受けて、複数の排出事業者からの建設汚泥を受け入れていることが想定されるため、この指定に当たっては、指定対象外の建設汚泥とその区別ができる等の体制が必要である。

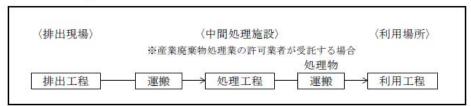
【解 説】

建設汚泥の再生利用に係る関係者の組み合わせとして考えられる4パターンを以下に示す。

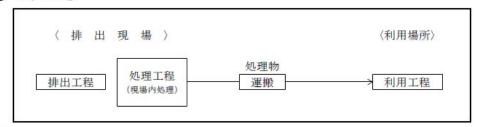
パターン1 −①



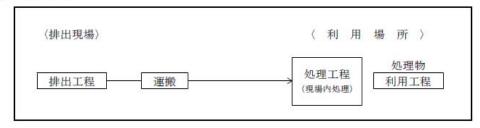
パターン1−②



● パターン2



● パターン3



3. 4 再生利用が確実であることについての確認

指定制度により建設汚泥の再生利用を確実に行うためには、建設汚泥処理物が、資材として利用される用途に照らしてその品質及び数量が適切であり、その施工方法が適切であることが必要であり、かつこれらのことを客観的に担保できる体制が明示された具体的な計画があらかじめ定

められていることが重要である。

以下に、「(1)搬出・利用計画等」、「(2)建設汚泥処理物の利用用途及び品質」、「(3)建設汚泥の処理工程」、「(4)建設汚泥及び建設汚泥処理物の運搬管理体制」、「(5)施工計画」、「(6)建設汚泥処理物の保管」について要点をまとめた。

(1) 搬出·利用計画等

指定の審査時には、搬出・利用計画等において建設汚泥処理物が再生利用に供される場所へ 確実に搬入されることを確認する必要があると考えられる。なお、そのことを確認する書類と しては以下に示す書類等がある。

- 再生利用の実施に関する排出側と利用側の確認書
- ・ 建設汚泥処理物を工事間で利用することを調整したこと (国土交通省では「利用調整会 議」による調整等に相当) の確認書
- ・ 法令又は公的機関等により認可等された工事であることを証明する書類等
- 再生利用計画が反映された工事発注仕様書又は再生資源利用促進計画書(参考1)
- ・ その他、事前協議文書等、再生利用の実施を確認できる行政書類

【解 説】

判断指針の第二の二では、当該建設汚泥処理物の搬出が、適正な再生利用のための需要に沿った計画的なものであることとしている。また、第二の四では、建設資材として当該建設汚泥処理物を利用する工事に係る計画を設計図書や確認書等により確認し、また、準拠する施工指針等から構造的に安定した工事が実施されることを確認するとしている。

このように、具体的な利用計画の存在とその妥当性を確認することにより、建設汚泥処理物の利用先が確実に確保されていることを確認する必要がある。なお、第四の二では、大臣認定制度に係る計画については、建設汚泥処理物の資材としての価値や適正な品質、利用量や施工方法について客観的に担保できる体制が明示された具体的な計画があらかじめ定められていることとしていることから、指定制度についても参考とされたい。

建設工事を、①公共工事、②公益工事(鉄道、電力、ガス等)、③法令等により認可された民間 工事(土地区画整理事業等)、④その他の民間工事に区分すると、公共工事及び公益工事について は、国土交通省、都道府県、公益企業等により、設計・施工管理基準等が定められており、また、 発注者による管理が十分に機能するという特長がある。

一方で、法令等により認可された民間工事で基準が定められていないもの及びその他の民間工事については、発注者による管理が十分に機能しない等の可能性も否定できないことから、指定の審査時にあたっては、利用が確実であること、受注者の施工管理が十分であることに十分に留意することが必要である。

(2) 建設汚泥処理物の利用用途及び品質

指定の審査時には、建設汚泥処理物の品質が、国土交通省等によって定められた利用用途ごとの設計・施工基準等の品質基準に適合していることを確認する必要がある。参考2に「建設汚泥処理土利用技術基準」(平成18年6月12日付け、国官技第50号・国官総第137号・国営計第41号、国土交通省大臣官房技術調査課長・公共事業調査室長・官庁営繕部計画課長通知)における「建設汚泥処理土の適用用途標準」を示す。

ただし、土地造成については、埋立処分を主な目的として搬入される可能性も否定できない ことから、確実に再生利用されることについて、特段の注意を払って確認する必要がある。

また、建設汚泥の排出から利用までのマテリアルフロー図等により、利用の流れを確認する 必要がある。

【解 説】

判断指針の第二の一では、建設汚泥処理物が再生利用の用途に要求される品質を満たし、かつ生活環境保全上の支障が生ずるおそれのないものであることとしている。具体的には、土壌環境基準や「建設汚泥処理土利用技術基準」、仕様書等に規定された品質等を満たすことを確認する必要がある。また、第二の二では、当該建設汚泥処理物の搬出が、適正な再生利用のための需要に沿った計画的なものであることとしており、具体的には設計図書等において計画された数量との整合がとられる必要がある。また第四の二では同様に、「(略)建設汚泥処理物については、必ずしも有償譲渡されるものではなくとも、工事に係る計画等から、当該建設汚泥処理物について、客観的な価値を有する建設資材に利用され、当該用途に係る適正な、かつ生活環境の保全上支障が生ずるおそれのない品質、利用量及び施工方法が確保され、(略)」としている。

以上より、建設汚泥処理物が客観的な価値を有する建設資材として利用されるものであって、かつ、利用用途に応じた品質を満足することを計画や実績から確認する必要がある。(参考3に「建設汚泥処理土の利用用途ごとの要求品質」を示す。)

(3) 建設汚泥の処理工程

指定の審査時には、建設汚泥処理物の品質を確保するための処理技術が採用され、かつ処理 工程の管理がなされていることを確認する必要がある。

なお、確認すべき事項としては以下に示す事項等が考えられる。

〈審査時〉

- ・ 建設汚泥の発生量見込みが適切であるか
- 施設は、建設汚泥の計画処理量に見合った処理能力を有しているか。
- 要求される建設汚泥処理物の品質を確保できる設備であるか(試験等で実証されているか)
- ・ 固化材等を添加する場合には、品質及び添加量等が適切か(試験等で実証されているか)
- 施設は、振動、悪臭等の生活環境保全上の支障の生じるおそれがないか
- ・ 建設汚泥及び建設汚泥処理物のストックヤードは十分か
- ストックヤードには飛散、降雨による流出等の防止対策が施されているか
- ・ 施設の運転体制が整えられているか
- 建設汚泥の処理量、固化材等の購入量及び添加量、建設汚泥処理物の発生量等の運転記録を管理できる体制が整えられているか

〈運用時〉

- 申請された施設、ストックヤード等が現実に申請どおりに設置されているか
- 振動、悪臭等の生活環境保全上の支障が生じていないか
- 適切な運転管理がなされているか

【解 説】

判断指針の第二の一では、「(略) このような品質を安定的かつ継続的に満足するために必要な 処理技術が採用され、かつ処理工程の管理がなされていること等を確認する必要がある」として いる。また第二の二では、搬出前の保管が適正に行われていること、搬出に際し品質検査が定期 的に行われていること、搬出の際の品質管理体制が確保されていること等の確認が必要であると している。

(4) 建設汚泥及び建設汚泥処理物の運搬管理体制

指定の審査時には、建設汚泥及び建設汚泥処理物について、確実な運搬管理体制が整えられ

ていることを確認する必要がある。なお、運搬管理の方法としては以下に示す方法等がある。

- 処理工程からの排出時及び利用先への搬入時に処理物の品質を確認し、その品質確認結果をもって利用先に確実に運搬されたことの確認
- 運搬計画又は搬出入管理伝票等による運搬管理

(5) 施工計画

指定の申請時に具体的な施工計画を提出させることが望ましいが、建設工事では利用工事の 具体的な施工計画の決定は、指定後になる可能性があることから、必要に応じ施工計画が決定 され次第、利用工事の発注者又は施工業者から、これを都道府県知事等に提出するよう取り決 める必要がある。

工事開始後は、必要に応じて利用側の発注者等に対して、写真等の記録により計画どおりに 建設汚泥処理物が利用されていることを確認する必要がある。

【解 説】

判断指針の第二の四では、建設資材として当該建設汚泥処理物を利用する工事に係る計画を設計図書や確認書等により確認し、また、準拠する施工指針等から構造的に安定した工事が実施される、又はされたことを確認することが必要としている。

建設工事の施工が実際に適切に行われたか否かについての結果は、必ずしも廃棄物該当性の直接的な判断要因ではないが、立ち入り検査等により建設汚泥処理物が適切に利用されているかどうかを確認するに際して施工計画に係る情報は必要である。

(6) 建設汚泥処理物の保管

指定の審査時には、建設汚泥処理物について、適切な保管体制が整えられていることを確認 する必要がある。なお、適切な保管体制を確認するために、以下に示す事項等について確認す る必要があると考えられる。

- ・ 建設汚泥処理物の保管場所が、中間処理を行う場所、再生利用の場所に鑑みて適正とい えるか。
- 建設汚泥処理物の保管期間と利用計画の整合が取れているか。
- ・ 建設汚泥処理物の保管方法は適切か (飛散・流出等の防止対策が施されているか、保管 高さが適当か等)。
- 保管のための管理体制が示されているか(保管管理責任者の設置等)。

【解 説】

判断指針の第四の二では、建設汚泥処理物の利用計画に関して、都道府県知事等が環境大臣の 認定制度での利用計画(高規格堤防)と同等の判断基準に沿った利用と判断する場合には、建設 汚泥処理物はその利用先への搬入時点において、建設資材として取引価値を有するものとして取 り扱うことが可能であるとしている。

廃棄物処理法では、産業廃棄物の中間処理基準として産業廃棄物の保管期間が定められているが、中間処理後の物の保管期間は定められていないことから、

建設汚泥処理物について、廃棄物処理法の保管数量の規定は適用されないが、保管場所、利用 計画との整合性、保管方法、保管のための管理体制などについて確認し、適切な保管体制とする ことが必要である。

また、建設汚泥処理物の保管高さについては特に基準が定められておらず、土木設計指針等においても、土質材料の保管方法等は規定されていないことから、参考として、道路土工のり面工・斜面安定工指針における盛土材料及び盛土高に対する標準のり面勾配を参考4に示す。

なお、この標準のり面勾配はあくまで参考であり、建設汚泥処理物の保管高さ及びのり面勾配 として準用するものではない。

3.5 その他

(1) 利用先への搬入後の考え方

建設汚泥処理物が利用された後、建設汚泥処理物に廃棄物が混入していた、建設汚泥処理物が再生利用先の求める品質を満たしていなかった等の事態が生じた場合には、廃棄物の不適正処理や不法投棄に該当し得るものであり、指定を受けた者を含む行為者等が責任を負うものである。

このような事態を防止するためにも、都道府県知事等は指定に当たり建設汚泥処理物の品質 管理体制等を十分に把握して審査する必要がある。

(2) 指定制度通知について

指定制度通知では、「排出事業者から再生活用(輸送)に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金のみを受け取るなど、再生活用(輸送)が営利を目的としないものであること。」、「排出事業者との間で対象産業廃棄物の再生利用に係る取引関係が確立されており、かつ、その取引関係に継続性があること。」としているが、建設汚泥の再生利用業者指定に当たって、本書で示すように再生利用の確実性を確認できる場合にあっては、一様に営利を目的としないとする必要はない。

また、取引関係の継続性については、建設汚泥処理物の特殊性を考慮し、事業期間内での継続性があればよいとすることも可能である。

(3) 手続きに要する標準期間の提示

行政があらかじめ指定手続きに要する標準的な期間を提示することにより、指定制度の活用 促進につながるものである。

(4) 複数の都道府県等にわたる指定制度

複数の都道府県等にわたって建設汚泥を再生利用しようとする場合にも、関係する都道府県 知事等の指定を受けることにより指定制度の活用が可能とされているので、申請があった際に は関係する都道府県等間での連携を図る必要がある。

(5) 申請書の様式の追加・修正

これまでの内容を踏まえて申請書第1号様式に追加・修正した様式を参考5に示す。